

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」の改定について

1 見直しの背景

県では、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」を平成 16 年に策定し、平成 20 年の改訂を経て外郭団体の改革に取り組んできたが、平成 20 年の改訂から 4 年が経過し、社会経済情勢の変化などに対応した見直しが必要となっている。

更に平成 23 年度に実施された包括外部監査の結果報告においても、県の改革基本方針、外郭団体の運営や県の関与のあり方等について検討することが必要とされたため、長野県外郭団体等検討委員会を設置、議論を行っていただき、今回、当該委員会の検討結果を踏まえ、「改革基本方針」の見直しを行った。

2 見直し検討の経過

開催回(期日)	区分	検 討 内 容
第 1 回 (5 月 30 日)	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 外郭団体見直しの経過及び状況、見直しの検討における論点等について説明、質疑 重点検討団体(6 団体)の選定、委員会の進め方等について意見交換 重点検討団体以外の 37 団体について、社会経済情勢の変化等により改革基本方針の修正が必要な団体について部会方式による検討を行う旨を決定
第 2 回 (6 月 25 日)	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査人からの説明、質疑 対象団体ヒアリング(林業公社、農業開発公社)
第 3 回 (7 月 23 日)	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 対象団体ヒアリング(住宅供給公社、観光協会、松本空港ターミナルビル、文化振興事業団)
第 4 回 (8 月 31 日)		<ul style="list-style-type: none"> 追加説明、質疑(林業公社、農業開発公社)
	部 会	<ul style="list-style-type: none"> 「改革基本方針」の修正が必要な団体について説明、質疑
第 5 回 (9 月 21 日)	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 追加説明、質疑(6 団体)
	部 会	<ul style="list-style-type: none"> 「改革基本方針」の修正の要否について議論
第 6 回 (10 月 29 日)	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「委員会としての提言」(6 団体)の素案を取りまとめ
	部 会	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 回に続き修正の要否について議論
第 7 回 (11 月 16 日)	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「委員会としての提言」(6 団体)の取りまとめ及び知事への報告 部会検討結果の委員会報告、了承 団体に対する県の指導・監督の区分(監理団体と報告団体)等について確認
12 月 27 日		<ul style="list-style-type: none"> 委員会による検討結果の公表
1 月 17 日~2 月 4 日		<ul style="list-style-type: none"> 「改革基本方針」改訂版(案)に係るパブリックコメント(13 件)

3 見直しの概要（個別団体の基本方針一覧については、別表参照）

（1）重点検討団体に係る見直し

検討委員会において重点的に検討を行った下記6団体については、委員会における議論を踏まえ、基本方針を見直し

団体名 （「長野県」を略）	改革基本方針（改訂後）のポイント
松本空港 ターミナルビル(株)	「経営基盤の安定化」 ・「中期経営改革プラン」に基づき、平成27年度までに単年度収支を黒字化 ・新たな賃料収入の確保、営業支出の削減、賑わいの創出などに取り組み、経営基盤を安定化
(財)文化振興事業団	「中長期的な視点に立った人材育成」 ・毎年必要性を精査しつつ、当面、最小限の県職員を派遣 ・県の文化振興施策の充実について再検討を進めるとともに、事業団の役割を明確に位置付け、事業・施策を選択実施
(社)信州・長野県 観光協会	「経営の自立化を図りつつ、観光の牽引役として活躍できる職員の育成」 ・平成25年度に県（観光部）との役割分担を整理 収益事業の拡充と外部人材の登用及び職員の資質向上 ・観光のプロとして経営的にも自立するため、プロジェクトを企画・推進できる職員の育成
(財)農業開発公社	「早期の債務整理と更なる経営改革」 ・平成25年度に債務の解消 ・地域における「人・農地プラン」の作成支援を行うとともに、担い手への農地利用集積を促進
(社)林業公社	「団体のあり方の検討」（引き続き経営改善の推進） ・平成25年度中に、新たな専門委員会を設置し、詳細な検討を実施 ・経営改善に係る新たな計画を策定し、コスト削減に取り組むほか、毎年の長期収支予測を実施
(特)住宅供給公社	「県・市町村公営住宅管理業務等の受託拡大」（公営住宅の管理等受託機関として、引き続き県・市町村の支援業務に特化） ・毎年管理業務の経営シミュレーションを更新 ・新規の分譲事業や賃貸住宅建設事業は行わず、県・市町村の支援業務に特化

（2）重点検討団体以外の団体に係る見直し

重点検討団体以外の37団体について、公益法人制度改革への対応など、団体の実情等に応じ表記の修正や整合等を図るとともに、4団体については、県の外郭団体の定義から除外

（3）基本方針に係るその他の見直し

ア 方針の「基本的な考え方」に、

- ・県の外郭団体等への出資金等の取扱いについて、出資等の成果を検証の上、役割を終えているなどと認められる場合は取扱いについて団体と協議を行うこと
- ・仕組債への対応について、資金運用に当たり、公金取扱方針を定め、新たな仕組債は購入しないなど、適正なリスク管理に努めること について記載

イ 方針の「改革実施にあたっての留意点」に、重点的に指導・監督を行う「監理団体」と報告を受ける「報告団体」に区分し、必要な指導・監督を行うことについて記載

【別表】団体ごとの基本方針一覧

団 体 名	改革基本方針(改訂版)	(参考)これまでの改革基本方針
01 (公財)長野県消防協会	必要な県関与の継続	必要な県関与の継続
02 (特)長野県土地開発公社	機能の存続 (公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定し、事業量に応じた必要最小限の職員体制により、機能を存続)	事業の縮小(機能は存続) (公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。)
03 松本空港ターミナルビル(株)	経営基盤の安定化	県関与の見直し (筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)
04 しなの鉄道(株)	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援
05 (財)長野県文化振興事業団	中長期的な視点に立った人材育成	県の人的関与の抜本的な縮減
06 (社)長野県私学教育協会	自立的な運営	(県の財政的関与の廃止)
07 (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援
08 (社福)長野県社会福祉協議会	自立的な運営	団体の自立的な運営
09 (公財)長野県長寿社会開発センター	必要な県関与の継続	必要な県関与の継続
10 (財)長野県健康づくり事業団	自立的な運営	自立的な運営を継続
11 (社福)長野県社会福祉事業団	自立的な運営	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す
12 (公財)長野県生活衛生営業指導センター	事業の効率化	運営経費の見直し
13 (財)長野県下水道公社	自立的な運営	県関与の廃止
14 (公財)長野県中小企業振興センター	必要な県関与の継続	必要な県関与の継続
15 (特)長野県信用保証協会	事業の効率化	現在の体制で事業の効率化を図る
16 (公財)長野県テクノ財団	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援
17 (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター	塩尻市主導の運営を継続	塩尻市主導の運営を継続
18 (公財)南信州・飯田産業センター	飯田市主導の運営を継続	飯田市主導の運営を継続
19 (特)長野県職業能力開発協会	自立的な運営	団体の自立的な運営を継続
20 (株)長野協同デパートセンター	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援
21 (社)信州・長野県観光協会	経営の自立化を図りつつ、観光の牽引役として活躍できる職員の育成	団体の自立的な運営
22 (財)長野県国際交流推進協会	民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施	民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施

団 体 名	改革基本方針(改訂版)	(参考)これまでの改革基本方針
23 (特)長野県農業会議	事業の効率化	現在の体制で事業の効率化を図る
24 (社)長野県原種センター	事業の効率化	事業の効率化
25 (公社)長野県畜産物価格安定基金協会	他の畜産関係団体との統合を検討	他の畜産関係団体との統合を検討
26 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会	自立的な運営	県の人的関与は今後も行わない
27 (財)長野県農業開発公社	早期の債務整理と更なる経営改革	現在の体制で事業の効率化を図る
28 (社)長野県農業担い手育成基金	事業の効率化	現在の体制で事業の効率化を図る
29 (特)長野県農業信用基金協会	事業の効率化	現在の体制で事業の効率化を図る
30 (一社)長野県林業コンサルタント協会	自立的な運営	自立的な運営の継続
31 (財)長野県林業労働財団	事業の効率化	存続
32 (社)長野県林業公社	団体のあり方の検討 (引き続き経営改善の推進)	経営改善の推進 (収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。)
33 (一財)長野県林業用苗木安定基金協会	自立的な運営	県関与は今後も行わない
34 (公財)長野県緑の基金	民間主導の団体として運営	民間主導の団体として運営
35 (公財)長野県建設技術センター	自立的な運営	自立的な運営の継続
36 (特)長野県道路公社	団体の廃止 (平成 38 年度、事業期限到来時)	団体の廃止 (平成 38 年度、事業期限到来時)
37 (特)長野県住宅供給公社	県・市町村公営住宅管理業務等の受託 拡大 (公営住宅の管理等受託機関として、引き続き県・市町村の支援業務に特化)	事業の縮小 (公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化)
38 (公財)長野県体育協会	業務量に見合った効率的な業務の実施	業務量に見合った効率的な業務の実施
39 (公財)長野県暴力追放県民センター	必要な県関与の継続	必要な県関与の継続

【除外団体】

団 体 名	理 由 等
(社)長野県地域包括医療協議会	県の人的・財政的関与の廃止による外郭団体の定義からの除外 (H25年)
(一財)長野県建築住宅センター	
(社)長野県私立幼稚園協会	
(社)長野県私立短期大学協会	